

第三章 渤海使の軌跡

—— 渤海国・日本国 国交略史 ——

「渤海使の研究：日本海を渡った使節たちの軌跡」（上田雄著、国立国会図書館）

No 28

A 18 23

第十四回 渤海使 大昌泰

嵩璘↓桓武

日本後紀卷第八・日本紀略・類聚国史一九三

使節名(大使)	慰軍大將軍 左熊衛都將 上柱將 開国子 大昌泰
使用船・隻数	内蔵賀萬等の乗船(日本船一隻)に便乗しての来日(船をもたない使節)
沿岸到着年月日	延暦十七年・798年 秋
到着時の状況	内蔵宿祢賀萬の奏言 帰郷の日海中夜暗着く所を知らず、時に遠く火光有り その光を尋ね求めて勿ち嶋浜に至る 之を訪ねるに隠岐国智夫郡 そこに人家無し あるいは言う、比奈麻治比売神常に靈験有り 商売の輩海中に漂う時必ず火光揚る。神の祐助良く嘉報すべし
入京年月日	延暦十七年十二月二十七日 ※799年2月10日
国書の有無	有「高璘啓使賀萬至所脱之書」
在京中の行事 待遇	正月元旦 2月13日 大極殿に受朝、渤海使、文武官九品以上と共に陪位。渤海使列席のため四拜を減じて二拜とし、手を拍たす 諸衛人等並びて賀声を挙ぐ 礼訖りて宴、被を賜う 正月七日 2月19日 豊楽院未完成のため、大極殿前龍尾道上に借殿を構作、彩帛を以て覆う天皇臨御・渤海使仰ぎ望みて壯麗と爲す 五位以上に命じて宴樂 延暦十八年 正月一六日 2月28日 渤海使も宴に預かり祿を賜う 天皇大極殿に御し群臣并に渤海客を宴す 樂を奏し、渤海使等に藁措衣(草ずりの衣)を賜う 庭に並んで踏歌

日本からの国書	正月十八日 3月2日	朝堂院に於いて観射 五位以上の後に渤海使も射る
離京年月日	延暦十八年四月十五日 799年5月28日	有「天皇敬問渤海国王」
出京年月	延暦十八年初夏 799年6月下旬〜7月中旬	送使の有無 有・正六位上 滋野宿祢船白
その他	○内蔵賀萬が「六年一貢」を制とせよと回答したのに対して、渤海王からの、それでは余りにも間が開き過ぎるので、もっと短縮してもらいたいという要請を啓書として持参これに対して日本側では「六年一貢」としたのは路艱を案じたためであるが、それを恐れずということであれば、年限を考えずに、来朝することを許す。という回答を与える ○前回の呂定琳の時は平安京遷都直後であるが、今回は遷都後五年を経ているので諸施設整い、渤海使を迎えてその威容を誇示しようとする企図が在京中の行事にみられる ○使節の帰国後の五月二〇日、今後の渤海使の頻繁な来航に備えて、諸国に太政官符を発する	日本からの進物 絹三〇疋・純三〇疋・絲二〇〇絢・綿三〇〇屯
注記		

二八 平安京で大歓待を受けた渤海使 大昌泰

日本から「六年一貢の制」を通告するための専使として派遣された、内蔵賀萬の船に便乗して延暦十七年(798)に来日したのが、この第一四回渤海使大昌泰の一行である(便乗して来日した「船を持たない使節」であった)。

この大昌泰が持参した高璘王の啓書は「内蔵賀萬の来使と六年一貢の回答を得たことを喜び感謝するけれども、それでは余りにも間隔が開きすぎて疎遠となるから、もっと期間を短縮してもらいたい、そのことを奏請するために、

使節大昌泰を派遣する」という次のようなものであった。

大嵩璘 啓書

嵩璘啓 使賀万等至所、祝之書及信物給絶各三十疋、絲二百綑、綿三百屯、依數領之、慰悅実深、雖復巨海漫天、滄波浴日、路無倪限、望斷雲霞、而異氣送帆、指期舊浦、乾涯斥候、無闕糠糧、豈非彼此契齊、暗符人道、南北義感、特叶天心者哉、嵩璘莅有舊封、續業先業、遠蒙善弊、聿脩如常、天皇遙降德音、重賜使命、恩重懷抱、慰諭慇懃、況復俯記片書、眷依前請、不遣信物、許以年期、書疏之間、嘉免疲類、庇廕之顧、識異他事、而一葦難航、奉知審諭、六年為限、竊憚其遲、請更祝嘉圖、並廻通鑑、促其期限、傍合素懷、然則向風之趣、自不倦於寡情、慕化之勤、可尋蹤於高氏、又書中所許、雖不限多少、聊依使者之情、省約行人之數、謹差慰軍大將軍左熊衛都將上柱將開國子大昌泰等、充使送國、兼奉附信物具如別狀、土無奇異、自知羞惡、

(延暦十七年十二月壬寅二十七日「類聚國史」卷一九三)

これは日本の通告に対する異議の申し立てであつたが、その文面はきわめて丁寧であつたので、前回御長廣岳のもたらした国書に続いて、日本の自尊心を満足させるものであつた。このあたりの駆け引きに、なんとか日本との国交を頻繁にして、経済的な利益を求めようとする嵩璘王の外交姿勢がよく現れていると見るべきであらう。

なおこの啓書の前半に「而異氣送帆 指期旧浦 乾涯斥候 無闕糠糧」という表現があり、これを新妻利久は「渤海国から日本へ航海した航法を暗示した貴重な文字である」としているが、これは單純に考えても、巽(南東)の気が帆を送るのであるから、渤海から日本への航法ではなく、日本から渤海への航法であることは歴然としているし、前後の文意を見れば、内蔵賀萬が渤海国へ無事到着したことを、慶賀する言葉であることがわかるのである。とすれば「指期旧浦」の旧浦は、渤海国が、その頃から日本への発地としていた吐號浦ではなくて、旧浦すなわち

ポシエト湾を指して航海し、無事到着したことを物語っているものといえる。そしてポシエト湾を旧浦と呼んでいるということは、この頃から新しい港吐號浦が日本への出入港として使われていたことを物語るものではないか、と思われるのである。(第四章六参照)

ともあれ、渤海国の国書の内容が日本にとって満足すべきものであつたからであらう、この使節に対する接待は華やかに行われた。

前回の使節呂定琳来日の時も、入京したのであるが、『日本後紀』の欠落部分に当たるため詳細が不明で、年代的に見て、その時は遷都直後のため、造営されつつあつた平安京の建設状況をまのあたりに見聞したものの、施設の不備のため、十分な接待を受けることはなかつたであらうと推定される。

しかし今回は遷都後五年を経た入京であつたから、当然客館(のちの鴻臚館)に迎えられだろうし、整備された都に迎える外国使節として歓迎された様子がうかがえる。都における使節等に対する歓迎行事の記録は右表の通りであるが、今回特に注目されるのは、

○元旦の朝儀の際、「渤海客等陪位、四拜を減じて再拜となす。また渤海客列席のため手を拍たず、諸衛人等並びて賀声を挙ぐ」と記録されていることで、明らかに渤海使が列席しているために、通常の朝儀とは異なつた形式で儀式が行われたことがうかがわれる。

○使節歓待のための豊樂院が未完成だったので、大極殿前龍尾道上に仮殿を構作し、屋根は彩錦で葺き、そこに宴席を設けたが、それでも使節等はその仮殿の壮麗さに感嘆した、と記録されている。このことから遷都後五年を経て整備された都といえども、まだ完成には至らず、建設が続けられていた状況がうかがえる。

○正月十六日の宴会では、音楽を奏し、庭に並んで踏歌を楽しみ、その席で渤海客に草摺衣が下賜された。このように、わずかではあるが、渤海使を迎えた朝廷の行事が具体的に伝えられており、これらの記述により、朝廷

の儀式・宴会に渤海使が参加しているという実感が伝わってくる。

この使節の主目的である「来朝聘期短縮」の要請に対しては、日本は桓武天皇の次のような璽書をもって「六年一貢を示したのは、本来路難を憂えたからであり、渤海国の方でそれを厭わないというのであれば、特に期限を定めずともよい」と無制限入朝を認める回答を与えている。

桓武天皇 璽書

天皇敬いて渤海国王に問う 使昌泰等賀萬に随いて至る 啓を得て之を具にす 王^{はま}遂かに風化を慕い重ねて聘期を請ふ 占雲之譯交肩を交え 驟水之貢踵^{しゅうすいのかうしゅう}を継ぐ 美志を念ふ毎に 嘉尚已む無し 故に専使を遣し告ぐるに年期を以てす 而して猶其の遅きを嫌ふ 更に覆請を事とす 夫れ六歳を以て制とするは 本と路難の為なり 彼此くの如く辞さずとなれば豈遅促を論ぜんや 宜しく其の修聘之使 年限を^{わす}勞うこと勿るべし 今昌泰等還るに因り 式部省少録正六位上滋野宿祢船白を差して使に充て領して送らしむ 并に信物を附すその色目別の如し 夏首正熱 惟王平安 略此代懷指不繁及

(延暦十八年四月己丑十五日条『日本後紀』卷八)

これは大嵩璘王の代になって、渤海国の外交姿勢が柔軟になり、それが日本の朝廷に好感をもつて迎えられていたこと、また平安京に遷都して、新しい雰囲気の中で意欲的に政治に取り組もうとしていた桓武天皇の、積極的な姿勢を反映したものと見ることができる。

この大昌泰一行は、内蔵賀萬の船に便乗してきた所謂「船をもたない使節」だったので、日本側は船を用意し、送使として滋野船白を任命して、延暦十八年の初夏に帰国させたのである。重要な外交交渉に当たる使節に船を持たせず、その帰国にはあくまでも日本の好意を期待して、強引に使節を派遣してくることに、嵩璘王が日本に全幅の信頼を寄せていたことが示されているようである。

しかし、日本の朝廷が、大昌泰に鷹揚な回答を持ち帰らせたのに、そしてこの回答の結果、毎年のように来日するであろう渤海使の来着を予想して太政官符を⁽³⁾発して、「諸国承知して厚く供備を加え駅を馳せて言上するように」と命ずるとともに、使節を迎えるために能登に客院を造立することまで命令して待ち構えていたのに、不思議なことに、この後一〇年間渤海使は来日しなくなった。渤海側の情勢になにかの変化が生じたのであろうが、せつかく態度を軟化させた日本側としては、全くの拍子抜けの感があつたことは否めないであろう。

注

(1) 新妻利久『渤海国史及び日本との国交史の研究』四〇八頁

(2) 『皇帝御大極殿受朝 文武官九品以上 蕃客等各陪位 減四拜 為再拜 不拍手 以有渤海国使也』(『日本後紀』延暦十八年正月丙午朔条)

四拜を減じて再拜としたのは、石井正敏が「中華に君臨する天皇に相應しく、体裁を整えるために四拜(兩殿再拜)に替えて中華の作法である再拜としたのである」「酒寄氏も『大唐開元礼』卷九七を引用して紹介されているように、再拜は、中国では古来一般的な拜礼作法であり、中国の儀礼を学んだ諸国においては、固有の礼法とともに再拜の作法も採用されていたものとみなされる。それは日本も渤海も同様であつたとみられる。」(『日本渤海関係史の研究』第一部第一章注38)と言っているように、四拜(兩殿再拜)は日本固有の礼法であり、再拜が唐礼であるところから、本来は日本固有の礼法で行われる正月の儀式を唐風にして、渤海使に日本の先進性を誇示しようとしたものと思われる。また拍手するのも日本固有の礼法で、当時唐では、手を拍つ礼儀は蕃人の制として廃されていたので、やはり渤海使列席の手前、そのことを意識しての処置であつたと思われる(上田正昭氏の教示)。

なお石井正敏が紹介している酒寄雅志の「新鞅鞞」にみる古代日本と東アジア」は『渤海と古代の日本』(校倉書房 二〇〇一)に収録されている。

(3) 延暦十八年五月二十日、すなわち、大昌泰が帰国後に出された太政官符

「右大臣宣奉_レ勅 渤海聘期制以_二六載_一、而今彼国遣使太昌泰等 猶嫌_二其遲_一 更事覆請 乃縦彼_レ所欲不_レ立_二年

限 宜_レ隨_二其来_一令_二禮待_一者。諸国承知厚加_二供備_一馳_二駅言_一上者」
ただしこの内容は、天長元年(824)第二一回渤海使高貞泰(No 37)に対して、今後は聘期を一紀一貢とせよと命じ

た太政官符「改定渤海国使朝聘期_二事_一」の中に「右檢案内」と出ているものである。(類聚三代格)卷一八 夷俘并
外蕃人事)
なお石井正敏は、恐らくこの太政官符中の「右大臣宣奉勅 渤海聘期制以六載」という文言を根拠としてであろう、
「六年一貢の制」が定められて布告されたとしているが、実際の経緯を見ると「六年一貢」は提案されただけで、実
施する間もあらばこそ、渤海側の要請により「無制限来貢」が認められたので、布告、制定された、とするのは誤り
である(『日本渤海関係史の研究』第四部 補論二「天長五年正月官符をめぐって」)。第五章三補論「六年一貢の
制はなかった」参照)

(4) 「勅 比年渤海国使来着 多在_二能登国_一 停宿之處不可_二疎陋_一 宜_二早造_一客院」『日本後紀』延暦二十三年六月
庚午二十七日条。詳しくは「補説5」参照

No 29
A 24 B 18

第14次 送渤海使 滋野宿祢船代(白)

桓武↓高璘

日本後紀卷八

使節名(大使)	使節総人数	出京年月日	入国年月日	入京年月日	その他 注記
正六位上 滋野宿祢船代(白)	不明	延暦十八年四月十五日 799年5月28日	延暦十八年・799年秋	延暦十八年九月二十日 799年10月27日(全行程一五三日)	○嵩璘王は聘期の短縮の請を日本の天皇が許したことに対し感謝し、滋野船白を送る送使を附したいとし たが、秋も深まり彼等が帰国を急いだので、また聘期も期限に満たないので、送使を付けずに信物のみ を託して帰らせるといふ意味の啓書を託す ○この啓書の内容や前後の事情からして、この間は日本船一隻での往復であると推定できる ○出京から帰京までの日数一五三日は判明している記録中第三位の短い記録
使節名(副使)	使用船・隻数	使節の目的	入国港 使用船・隻数	帰朝報告	
	日本船一隻	第十五回渤海使大昌泰を送還する送使	不明 日本船一隻	嵩璘王の啓書を持参	

二九 送使を断つて帰国してきた送使 滋野船代(白)

第一四回渤海使大昌泰は、日本から単独に派遣された遣渤海使の内蔵賀萬の船に便乗してきた、いわゆる「船をもたない使節」であったから、その帰国に際しては、日本が船と送使を仕立てて送らねばならなかったのだが、その送使に任命されたのがこの滋野船代(船白とも書く)であった。

延暦十八年(799)の、この送使一行の渤海国への往復は、きわめて順調だったようで、その出京から入京までの所要日数は一五三日(約五カ月)と、旅程の判明しているものの中では第三番目のスピード記録を残している。彼等が持ち帰った嵩璘王の啓書は左の通りである。

大嵩璘王 啓書

嵩璘啓 使船代等至枉辱 休閒 兼信物絶絹各三十匹 絲二百綯 綿三百屯準 数領足 懷愧美深 嘉貺厚情
伏知 稠量 前年附啓請許量 載往還 去歲承書 遂以半紀為限 嵩璘情勤 馳係求縮程期 天皇舍己
從人 便依所請 筐篋攸行 雖無珍奇 特見充依 荷欣何極 比者天書降渙 制使莅朝 嘉命優加 寵章惣華
班霑 變理 列等端揆 惟念寡菲 殊蒙庇蔭 其使昌泰等 才慙專對 將命非能 而承貺優容 倍增喜
慰 而今秋暉欲暮 序維涼風 遠客思歸 情勞望日 崇迨時節 无滯廻帆 既許隨心 正宜相送 未及
期限 不敢同行 謹因廻使奉附 輕鈔具如別狀
(延暦十八年九月辛酉二十日『日本後紀』卷八)

この啓書の内容を要約すると次のようになる。

- ① 桓武天皇から贈られた信物を受け取った謝礼
- ② 聘期短縮の要請に対して、それを無制限に許可してくれた処置に対する謝礼

③ 滋野船代等の送使の労苦に対する慰労と謝礼

④ 大昌泰がその身分以上の厚遇を受けたことに対する謝礼

⑤ 滋野船代の帰国に当たって、渤海国から送使を附したいと思ったのだが、彼等が帰国を急いだので、またまだ入朝の期限に及ばないので、あえて送使を附けず、啓書と信物だけを託すことにした。

この啓書は一見矛盾しており、日本が無制限入朝を認めてくれたことを喜びながら、送使を送りたいがまだ期限に及ばないので、あえて同行させず、としているが、これは渤海側に遣使の計画がなかった、準備ができていなかった、ということ、要するに、滋野船白が帰国を急いだので、渤海側で使節派遣の準備を整えることができなかったということであろうと思われる。

そしてこの後は前項でも見たように、あれほど頻繁な通交を望み、できれば毎年でも来航したいと希望していた渤海が、それが許可されたにもかかわらず、この後、一〇年後の大同四年(809)まで使節を派遣してこることがなかったのであり、その裏には渤海側の情勢の変化があったはずであるにしても、まことに不思議な成りゆきである。

補説5 能登客院造立の勅令

第十五回渤海使大昌泰等が、今後は「其の修聘の使年限を勞うこと勿かるべし」と年期を問わずに来聘することを許す、という回答を得て、滋野船白に送られて帰国した後、日本側では、それに対応して毎年でもやってきそうな渤海使を迎える体制を整えなければならなかった。

そこでまず、大昌泰が帰国直後の延暦十八年(799)五月二十日、太政官符を発して沿岸諸国に渤海国に対して「不立年限」で来日を許したので、諸国承知し、渤海使の来着を礼を以て待ち受け、厚く保護を加えて報告するようにと